「博物館とは」シリーズ その1

博物館とは

柴 正博

博物館とは

博物館は世界に4万館以上あると推定され、 日本でも5,700館以上の博物館があります。博物館は、生物を含むモノを収蔵(育成)し、研究し公開することで後世に伝えるために系統だって継続して行う機関です。そして、博物館が扱う対象(資料または「モノ」)によって、博物館にはさまざまな種類があり、それらは博物館という名前だけでなく、資料館、美術館、文学館、歴史館、科学館、水族館、動物園、植物園などという名前で呼ばれ、それぞれにその目的や内容、活動が多種多様です。

博物館法によれば、「博物館とは、歴史、芸術、 民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、 保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して 教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その 教養、調査研究、レクリエーション等に資する ために必要な事業を行い、あわせてこれらの資 料に関する調査研究をすることを目的とする機 関(社会教育法による公民館及び図書館法によ る図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一 般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又 は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独 立行政法人通則法を除く。) が設置するもので 第2章の規定による登録を受けたものをいう。」 とされています。また、ICOM(国際博物館会議) の定義や UNESCO 勧告では、「博物館は収蔵・ 研究・展示を系統だって継続し、後世に伝える 業務を遂行する。」とされています。

博物館と図書館

博物館と類似しているにもかかわらず、日本において博物館と対称的な機関が図書館です。 博物館は本来「モノ」の蔵であるのに対して、 図書館は本来「文書」の蔵です。すなわち、図 書館は人類の文化としての「文書」を保存し研究し、それを一部公開利用に供するという機能があります。同様に、博物館は自然の「モノ」や人類が創造してきた文化としての「モノ」を保存し研究し、それを一部公開し利用に供するという機能をもちます。 しかし、日本においては、図書館は国や地方 自治体が必ず設置し、市民は無料で利用でき るにもかかわらず、博物館は必ずしも設置さ れていないばかりか利用料金が徴収されま す。すなわち、図書館と博物館は収集する対 象物が違うだけで、ともに本来の公共的で を使命が同じであるにもかかわらず、わが国 における2つの機関の公共的地位には大おい さいがあります。この対称性は、日本におい で博物館が展示施設または教育施設、ないし しずヤー施設として発達したことめなく らないと思います。

博物館も図書館も施設ではなく、機関です。施設とは、ある活動のために利用する構造物のことであり、機関とはある目的のために活動を行う組織をいいます。「もの」や「書」を収集し保管し公開するためには、「館」という構造物である施設が必要ですが、博物館と図書館はあくまでも機関であり、単なる施設ではありません。

博物館の機能

博物館は、「調査・研究」、「収集・保存」、「展 示・教育」という3つの機能を有機的および 組織的に行う機関ですが、従来それらの要素 は独立した形で連結するイメージが持たれて いました。しかし、博物館は「調査・研究」 を基礎に置いていることから、広い「調査・ 研究」の上に「収集・保存」を重ね、そして その上に「展示・教育」が重なる形とその方 向が、博物館の機能をよく表すと思われます。 滋賀県立琵琶湖博物館の運営基本方針では、 「博物館の事業を1本の樹に例えると、展示 や出版などの事業は枝葉や果実にあたり、保 管された資料は幹、研究調査は根にあたる。」 と記されていて、図1のようなイメージが示 されています。これは、まさに博物館の機能 をわかりやすく示していると思います。すな わち、博物館という機関が、「モノ」に対す る研究から資料と情報を獲得して、それらを

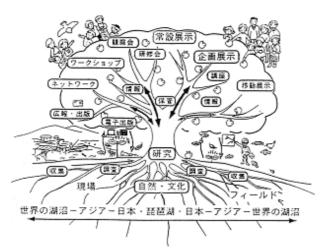


図1 滋賀県立琵琶湖博物館の運営基本方針

保管し、それらをもとに教育や展示などさま ざまな事業を展開し、成長していく大きな樹 木に例えられています。

自然史博物館とは

自然史博物館とは、大阪市立自然史博物館の館長だった干地(1978)によれば、「自然の姿を明らかにしてその成因や自然の体系を歴史的に理解し、現在と未来の人類社会のあり方に対して貢献するための研究教育機関。」と定義しています。干地(1978)はまた、「自然史博物館のテーマは特に現在も含めた第四紀の自然環境の変遷、すなわち人と自然のかかわりについて最も大きな力が注がれるべきである。」とも述べています。

人々は自然(大地)の上にすんでいて、人々 の生活は自然の基礎上に成り立っています。そ の自然を知らずに、無視して生活(上部構造) は成立しません。大場(1991)は、「地域の自 然のもつ多様性はその地域にとって最大の環境 資源である。」と述べています。これは、文化 財と同様に地域の自然を「自然財」ととらえる 考え方に通じます。また、青島(1991)は、「自 然史博物館は自然環境行政の中核機関として位 置づけられるべきである。」と述べています。 すなわち、地域の自然史博物館は、その地域の 自然環境の研究情報センターであり、その上で それらの資料をもとにした生涯学習にかかわる 教育機関、そして行政の中では自然環境に関す るシンクタンク的役割をはたすべき複合機関で あると、私は考えます。

現在、地震や地盤災害、気候変動などがあり、 多くの人が地球の自然環境に大変関心をもって います。しかし、わが国の学校教育では地球の 自然環境を把握するために基礎となる「地学」や「生物」の教科が軽視されています。高校では選択によってそれらの授業を多くの生徒が受けられないという状況もあります。また、自然環境問題というと「ゴミを捨てない」など生活習慣や省エネルギー教育と摩り替えられ、肝心の自然環境の実態や変化を理解したり、その仕組みを探求する自然科学的なアプローチがほとんど含まれていません。

地球全体の自然環境問題も、まず自分たち の住んでいる地域の自然環境の実態やその仕 組みを知らなければ、実際に自然環境の何が 問題なのかを正しく認識することはできませ ん。現在、自然環境の状態を把握するような 仕事は誰が行っているのでしょうか。全国の 都道府県でそのような機関はどれだけあり、 どのようなデータが蓄積されているのでしょ うか。そのように考えていくと、わが国には 自然環境の状態を把握するような機関がほと んどないことに気づきます。各県のレッド データブックの作成についても、いくつかの 県で県立博物館や自然史博物館で行われた例 もありますが、地域の自然環境の状態を把握 することが地域の自然史博物館の役割のひと つとして、一般に理解されていないと思われ ます。すなわち、自然史博物館は歴史的観点 で現在の自然の姿を把握し、将来における地 域の自然のあり方を地域の人たちと検討する 場である(柴,2007)と考えます。

自然史博物館の標本は、過去や現在の自然 環境の実態としての証拠として残され、現在 や過去の生物環境を知るための将来のデータ となります。しかし、もしも私たちが標本を ほとんどもたなければ、将来の人は過去の自 然環境について実物としての証拠を何ももた ないことになり、過去の自然環境の実態を正 確にとらえられなくなります。さまざまな標 本を残すことは、それらが経済的な利益や資 源として利用できることも含めて、人類が将 来自然の中で生きつづけるための権利、すな わち生存権に係わる問題に対してより大きく 役立つと考えられます。したがって、自然史 博物館では、博物館自体を維持し、標本を永 久的に保存し管理する機能を継続するために、 博物館の活動を人々に正しく理解していただ き、後継者や支援者を育てていかなくてはな らないと思います。